

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
6月3日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....二
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....二
 - 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(物品管理課).....二
- 公告
 - 契約の締結(デジタル・ガバメント推進課).....二
 - 特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課).....二
 - 令和四年度毒物劇物取扱者試験の実施(薬務課).....五
 - 一般競争入札の実施(水産振興課).....六
 - 基本測量の実施の終了(監理課).....八
 - 公共測量の実施の終了(監理課).....八
 - 建設業者の営業の停止命令(監理課).....九
- 教委公告
 - 契約の締結.....九
- 人委規則
 - 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....九
- 公安委告示
 - 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....一〇

山口県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年六月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年六月三日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 大島環状線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
大島郡周防大島町大字横見字平松八六の二地先から同郡同町同六〇三の一地先まで	同大字字丸ばへ一	新	最狭 四一〇・八	八一八・四	道路改良工事の完了による。
		旧	最狭 一三・一	八一八・四	

道路の種類 県道
路線名 永田郷室津川棚線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
下関市大字吉母字堀明一〇〇三の一地先から同市同大字字背禿一〇〇七の一地先まで	同	新	最狭 一八・二	七八・〇	道路改良工事の完了による。
		旧	最狭 一四・八	七九・二	

山口県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年六月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年六月三日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大島環状線	大島郡周防大島町大字横見字平松八六の二地先から同郡 同町 同大字字丸ばへ一六〇三の一地先まで	令和四年六月四日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
永田郷室津川棚線	下関市大字吉母字堀明一〇〇三の一地先から同市 同大字字背禿一〇〇七の一地先まで	令和四年六月四日

山口県告示第百五十五号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月三日

山口県知事 村岡 嗣政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「交通信号灯器」を「交通信号灯器 捜査支援用画像解析システム」に改める。



(九八) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和四年六月三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号
- 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子県庁基幹システム運用・保守業務（文書管理システム電子決裁機能追加分）一式
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 契約の相手方を決定した日
令和四年三月三十一日
- 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内二丁目六番六号
- 契約金額
七千三百五十八万七千六百九十円
- 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(九九) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供しま

す。

令和四年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 特別保護地区の名称

寂地山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

寂地山鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 四二ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ミソサザイ、ヤマガラ、ヒガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和四年六月三日から同月十六日まで

六 縦覧の場所

山口県岩国農林水産事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 特別保護地区の名称

秋吉台鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

秋吉台鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 六〇ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混合林を有し、セッカ、ヒバリ、ウグイス等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和四年六月三日から同月十六日まで

六 縦覧の場所

山口県美祢農林水産事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 特別保護地区の名称

清末、小月鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

清末、小月鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 七ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び中学校を有し、メジロ、ツバメ、ハクセキレイ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和四年六月三日から同月十六日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 特別保護地区の名称
角鳥鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
角鳥鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三〇ヘクタール）
- 三 特別保護地区の存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (一) 特別保護地区の区分
集団渡来地
 - (二) 指定の目的
当該区域は、ウミウをはじめとする多くの鳥類が越冬のため渡来しており、鳥類の休息地として特に良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。
- 五 縦覧の期間
令和四年六月三日から同月十六日まで
- 六 縦覧の場所
山口県下関農林事務所
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 特別保護地区の名称
豊田湖鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
豊田湖鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一一ヘクタール）
- 三 特別保護地区の存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地
 - (二) 指定の目的
当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、オシドリ、メジロ、エナガ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

- 五 縦覧の期間
令和四年六月三日から同月十六日まで
- 六 縦覧の場所
山口県下関農林事務所
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 特別保護地区の名称
十種ヶ峯鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
十種ヶ峯鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二五ヘクタール）
- 三 特別保護地区の存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地
 - (二) 指定の目的
当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混合林を有し、シジュウカラ、ヤマガラ、エナガ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。
- 五 縦覧の期間
令和四年六月三日から同月十六日まで
- 六 縦覧の場所
山口県山口農林水産事務所
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 特別保護地区の名称
禅昌寺山鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
禅昌寺山鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、メジロ、ヤマガラ、カワラヒワ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和四年六月三日から同月十六日まで

六 縦覧の場所

山口県山口農林水産事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

常栄寺鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

常栄寺鳥獣保護区の区域 (面積 五ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、メジロ、ヤマガラ、カワラヒワ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和四年六月三日から同月十六日まで

六 縦覧の場所

山口県山口農林水産事務所

(二〇〇) 令和四年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八條第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和四年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和四年十月十四日(金曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

山口市大手町九番六号

山口県社会福祉会館

三 受験願書の受付期間

令和四年七月十九日(火曜日)から同年八月一日(月曜日)まで(郵送の場合は、八月一日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。)又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

(三) 電算入力票

六 受験手数料

一万千六百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和四年十一月十四日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬務課のホームページに掲載する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。)又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三〇一八)にすること。

(二〇二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船せきしよの中間検査業務(船体部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和四年山口県告示第二十一号)に基づき資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

令和四年七月十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和四年七月十三日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県漁業調整委員会室

(二) 日時

令和四年七月十三日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
- 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年七月六日午後五時までに、山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三三九一五)に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三三三三三三〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the hull of the fisheries patrol boat *Sekisyou*
 - (3) Term of the contract: Specified in the tender manual
 - (4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3530)
 - (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 12, 2022
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. July 13, 2022)

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- (一) 業務の名称及び数量
漁業取締船せきしょうの中間検査業務(機関部) 一式

- (二) 業務の内容

- (三) 入札説明書及び仕様書による。

- (四) 履行期間

- (五) 入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和四年山口県告示第二十一号)に基づく資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。

- (四) 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

- (五) 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

- (六) 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

- (三) 受領期限

令和四年七月十二日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和四年七月十三日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県漁業調整委員会室

(二) 日時

令和四年七月十三日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年七月六日午後五時までに、山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三―三九一五）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課（電話〇八三一九三三―三三三三〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Fore-

stry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the engine room of the fisheries patrol boat Sekisyon

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3530)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 12, 2022
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. July 13, 2022)

(一〇二) 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年六月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(一〇三) 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年六月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和四年一月四日から同年三月三十一日まで

(一〇四) 建設業の営業の停止命令

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

令和四年六月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 処分をした年月日

令和四年五月十九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社ヒラジユウ

主たる営業所の所在地 岩国市周東町上久原一四番地八

代表者の氏名 平山 勇気

許可番号 山口県知事許可（般一ニ九）第一三六四四号

三 処分の内容

(一) 停止を命じた営業の範囲

とび・土工事業の営業であつて、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公共法人又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であるもの

(二) 営業の停止の期間

令和四年六月二日から同月八日まで

四 処分の原因となつた事実

前代表取締役が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の罪により、令和四年一月七日に岩国簡易裁判所から罰金百万円の略式命令を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第一号に該当する。

公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和四年六月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁教育政策課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

山口県立学校 ICT 支援員派遣及びやまぐちスマートスクール運営支援センター運営業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年四月二十八日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社エージェント 東京都渋谷区宇田川町三三番七号

六 契約金額

一億二千六百四十七万八千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

山口警察署嘉年警察官駐在所
小串警察署神田警察官駐在所

を

小串警察署神田警察官駐在所

に

改める。

附則

この規則は、令和四年六月七日から施行する。



山口県公安委員会告示第二十一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和四年六月七日から施行する。

令和四年六月三日

山口県公安委員会

表山口県山口警察署の部徳佐交番の項名称の欄中「徳佐交番」を「阿東桜交番」に改め、同項所管区の欄中「のうち」の下に「阿東地福上、阿東地福下（阿東幹部交番の所管区を除く。）」を、「阿東徳佐下」の下に「阿東嘉年上、阿東嘉年下」を加え、同部串警察官連絡所の項の次に次のように加える。

地福警察官 連絡所	山口市阿東 地福上
--------------	--------------

表山口県山口警察署の部地福警察官駐在所の項及び嘉年警察官駐在所の項を削る。

令和四年六月三日印刷
令和四年六月三日発行

発行所

山口県庁
山口県知事